

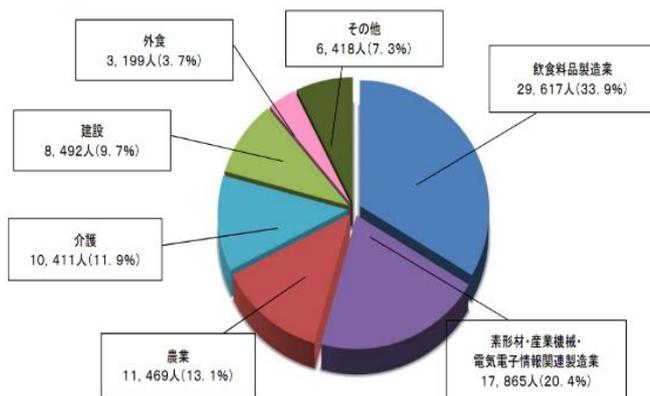


技能実習適正化支援センターの渡邊です。

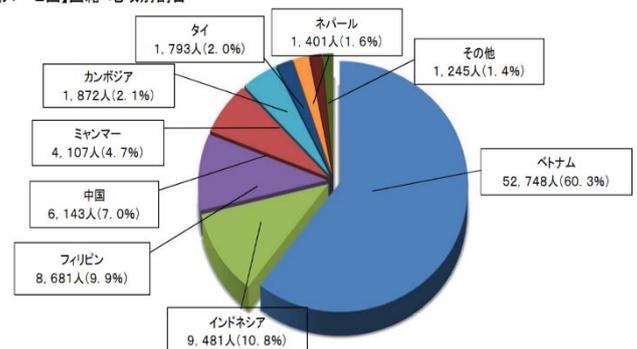
特定技能制度の現状について、直近の特定技能1号在留外国人数及び2022年の制度・運用面等の主要な動きを次のとおり取りまとめました。

1. 特定技能1号在留外国人数（2022年6月末時点）

【第1-1図】特定産業分野別割合



【第1-2図】国籍・地域別割合



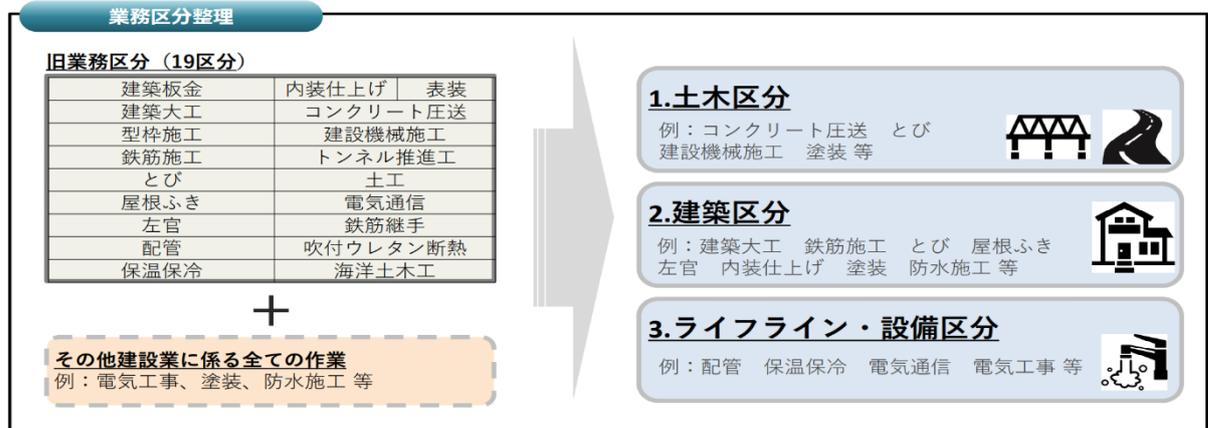
（出典：出入国在留管理庁資料）

- 総数は87,471名（前年同期比5.8万人増）。産業分野別では、飲食料品製造業が33.9%で最も多く、次いで素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業（20.4%）、農業（13.1%）、介護（11.9%）、建設（9.7%）、外食（3.7%）の順となっている。
- 国籍・地域別では、ベトナムが60.3%で最大の送出し国となっており、インドネシア（10.8%）、フィリピン（9.9%）、中国（7.0%）、ミャンマー（4.7%）が続いている。

2. 特定技能制度の2022年の制度・運用面等の主要な動き

- 素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気電子情報関連製造業分野（製造3分野）を統合し、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」（新分野）とすることが閣議決定された（4月26日）
- 岐阜県内の建設業分野で働く中国国籍外国人が、特定技能制度が開始されて以降初めて特定技能2号の在留資格に認定された（4月）
- 申請書類の簡素化・枚数削減に係わる取組
前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体、イノベーション創出企業等に該当する機関の在留書申請において、特定技能所属機関概要書、登記事項証明書等10項目の書類が省略可能となった（6月2日）
- 「宿泊職種（接客・衛生管理作業）」、「非加熱水産加工食品製造業職種（調理加工品製造作業、生食用食品製造作業）」、又は「漁船漁業職種（棒受網漁業作業）」の第2号技能実習を修了した者が

特定技能へ移行する場合の試験免除措置が閣議決定され、8月30日から開始された。加えて、建設分野の業務区分が19区分に細分化されているのを見直し、3区分（土木区分、建築区分、ライフライン・設備区分）に統合し、業務範囲が拡大された。



（出典：国土交通省 HP）

- (5) 政府は「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開き、技能実習と特定技能の両制度を本格的に見直すため、有識者会議を設置した。出入国在留管理庁によると、来春ごろに中間報告書、来秋ごろに最終報告書を取りまとめて、関係閣僚会議に提出したい考え（11月22日付毎日新聞 web）。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>